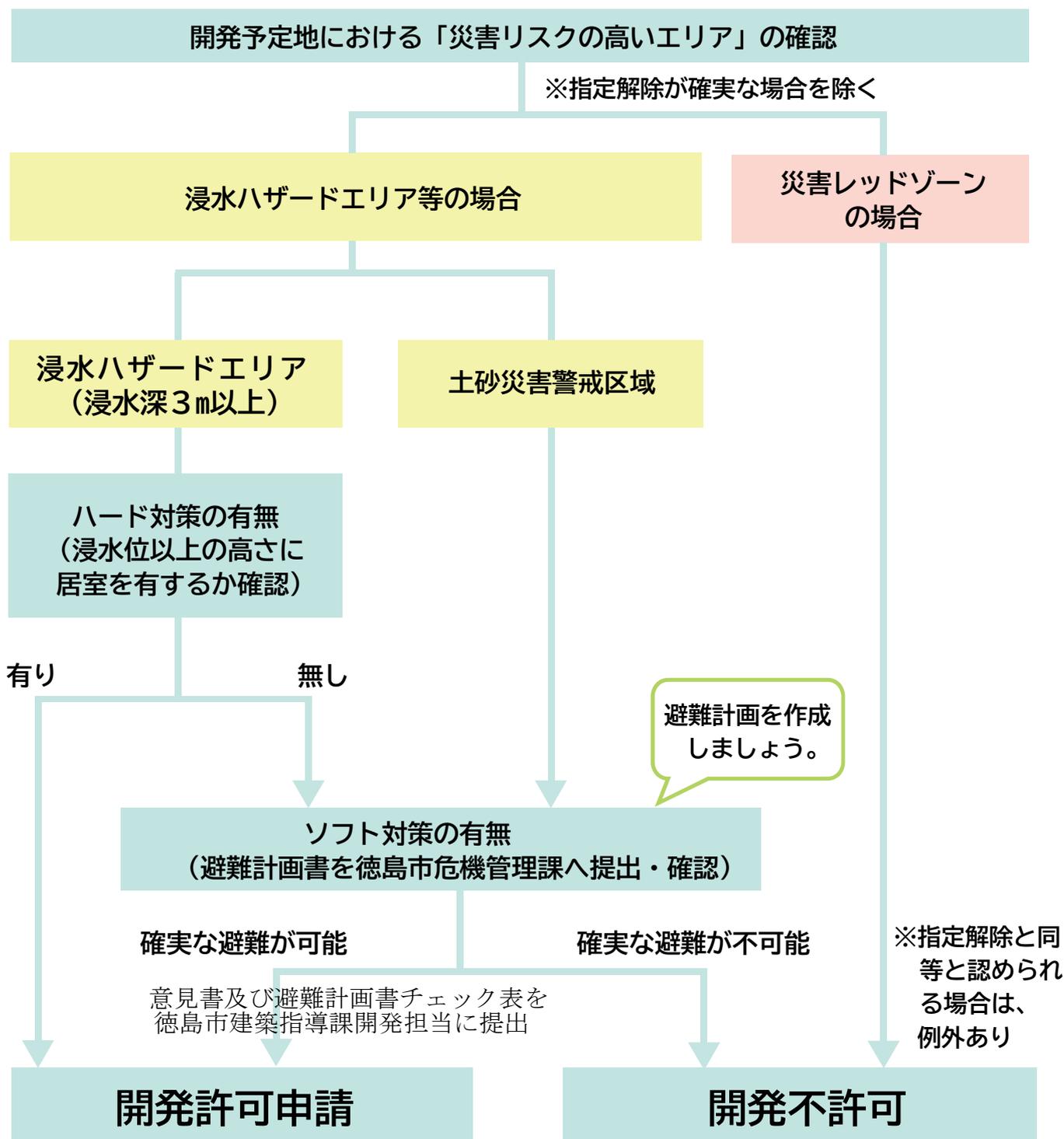


市街化調整区域内で開発行為を行う場合は、 手続きの流れに従って申請する必要があります

※都市計画法第34条第11号、第12号及び第14号の規定に基づく許可申請の内、開発予定地に「災害リスクの高いエリア」を含むものに限りです。

開発許可申請の手続きの流れを以下に示します。

■市街化調整区域内における開発許可申請の手続きの流れについて



（「開発審査会に諮るもの」の許可については、改正法施行前から計画があり、十分な周知期間が必要と認められる開発行為は、経過措置として施行後5年間は改正基準を適用しません。（一部例外あり）